

任期付採用職員の募集について

1 採用内容

育休代替任期付職員

(1) 採用人数

1名

(2) 採用予定期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで

2 業務内容

電話・窓口対応及び入国・在留審査業務

3 勤務条件

(1) 勤務地

福岡出入国在留管理局長崎出張所

長崎県長崎市松が枝町7-29 長崎港湾合同庁舎

(2) 勤務時間

① 8時30分～17時15分

(休憩時間：12時～13時)

② 7時45分～16時30分

(休憩時間：11時～12時)

※ 交替制勤務となるため、上記以外の勤務時間となる場合がある

※ 土・日及び祝祭日を問わず、4週間のうち8日間の休みがある

(3) 休暇

年次休暇、その他の休暇（忌引等）は、常勤職員に準ずる

(4) 給与等

183,500円以上

学歴・職歴等を考慮の上、決定する

通勤手当は、常勤職員に準じて支給

月の途中の採用又は退職の際は、日割りで支給する

期末・勤勉手当は、常勤職員に準ずる

給与法に基づき、地域手当2%を支給する

(5) 保険

法務省共済組合に加入

(6) 退職

① 分限免職

常勤職員に準ずる

② 退職金

6か月以上勤務した場合は、支給の対象となる

4 応募資格・経験

応募に当たっては、以下の全てを満たす者とする

- (1) 窓口又は電話での応対経験のある者
- (2) 英検 3 級程度の英会話能力を有する者
- (3) パソコン操作能力（ワード、エクセル等）を有する者

※ なお、以下のいずれかに該当する者は、応募不可

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第 38 条に規定される次のいずれかの項目に該当し国家公務員となることができない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者
その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5 応募方法

以下の書類を下記問合せ先宛て、郵送又は持参（7 月 31 日（木）必着）

- (1) 履歴書（写真貼付） 1 通
- (2) 職務経歴書 1 通

※ 応募者多数の場合、早めに締め切る場合がある

6 選考方法

- (1) 第 1 次試験
書類選考
- (2) 第 2 次試験（書類選考に合格した者のみ）
面接・作文

【福岡出入国在留管理局長崎出張所】

住所：〒 8 5 0 - 0 9 2 1

長崎県長崎市松が枝町 7 - 2 9 長崎港湾合同庁舎

電話：0 9 5 - 8 2 2 - 5 2 8 9